



第22号  
58.6.10

会報  
**やまぐち**

発行所  
山口市駅通り2丁目9番15号  
山口県土地家屋調査士会  
TEL 山口 5975  
発行者  
会長 三好敏夫  
印刷所  
山口市旭通り1丁目1の6  
桜プリント企業組合  
TEL 山口 1712

目次

- ・ごあいさつ ..... 山口地方法務局長 長谷野 和之 (2)
- ・調査士と損害賠償について ..... 副会長 新本 清人 (3)
- ・論 説 ..... 岩国支部 崎 本 次 郎 (5)
- ・散文「ドアーの嘲笑。」 ..... 徳山支部 川 内 法 虫 (8)
- ・引揚回顧 ..... 宇部支部 瀬 口 嘉 造 (9)
- ・今様壺坂靈驗記  
— ソコヒの手術は失明を俟って  
する必要はない — ..... 山口支部 渡 辺 侃 (10)
- ・対法務局囲碁大会について ..... 石 田 豊 (11)
- ・法務局人事異動 ..... (12)
- ・会務報告 ..... (14)



山口県土地家屋調査士会



## ごあいさつ

山口地方法務局長

長谷野 和之

鮮かな程が惜しみなく生気をみなぎらせております。

山口県土地家屋調査士会の皆様方には、益々御清栄のうちにお越しのこととお慶び申し上げます。

着任後駆け足で管内を巡っておりますうちに、多くの会員の方々に御目にかかることができましたが、ここに訪上をもつて、あらためて御挨拶申し上げます。

さて、山口地方法務局管内における表示に関する登記について懸念いたしますと、諸般の分野において、全般的に極めて順調に推移しており、これが法務行政の成果のうえに大きく貢献しているものでありますことを例にもまして心強く、かつ存感く存じております。

土地家屋調査士業務は、通常の常務といさきか性格を異にし、概ね、二つの主

要な要素から成り立っているのではありませんが、不動産の姿を認定するための調査・判断業務と、不動産の規模を確定する計測業務がそれであり、特に前者は土地家屋調査士としての固有の業務分野といえるものであります。

当管内の表示登記が、これまで円滑に処理されておりますのは、この確定の適切・計測の正確によるものであり、会員の皆様方の適正な業務処理に類るところが極めて大きいと申せましょう。

当管内には、なお地固混雑地域あるいはこれに準ずる地区、山林帯に関して公図の備え付けがない等の問題があり、また同時に、これからの不動産の表示に関する懸念にも新しい形態の発生も予想されるなど、これらは、いずれも現在及び将来にわたって調査士業務として対応

を求められる課題であります。

日常業務の処理、各種課題への対応は、法務局としても努力を重ねているところではありますが、当管内における表示登記の実績をさらに充実・向上させるため、会員各位の積極的御提言などをいただくことができればと願っている次第であります。

どうか、国民の期待と信頼に応える登記行政という共同の目標に向かって、皆様方の格段の御支援をお願いたしますとともに、山口県土地家屋調査士会の大きな発展と、会員各位の御繁栄を祈念いたします。御挨拶といたします。



## 調査士と 損害賠償について



副会長 新本 清人

世相と言えは言い過ぎかも知れないが、この頃我々の行う業務について、その取扱いの上や結果等の手続上の間違ったことに於ける世間の声や依頼人から責任の追及と言っても、それが非常に多く且、厳しくなってきた様な気がする。我々土庫家屋調査士や司法書士は職名の下に士へさひらいしが、つづくけれども矢張り一俣の営業主であり依頼人にも相違ない、士のつく職業であり先生先生と調子よく呼ばれたとしても依頼人である御客さんに対しては親切丁寧の上にも慎重を期し、余り大きな事も言えず又時として御客さんとの間に腹の

立つ様な事があっても多少の我慢の子をきめなければならぬ運命を担っている様な気がする。悪運探者ほどやすく怒らずと云う語もあるが、我々が我々の責任が立った様な場合を承えてみよう。人間業も大なり小なり腹の立つことはある。誰が立つと腹は腹面を腫脹な形相に変える。憤時に口から出る言葉も強固な顔に比例して粗悪無茶な言葉となり声も大きくなればその態度は相手方や周囲に何る言にもよくいそのままの勢として伝わるだろう。けれどもこの我々出来る人は、立腹した時点で自分の腹は腫脹な形相を呈して来るのを気付くと同時に言葉は豊かに物やわらかに緩和しい言葉でゆっくりと丁寧に話す様に努力したとすれば相手方等はどう受けるだろう。受取者のあの調査士先生が黙っているとは知られずに済むどころか後世身當り憂かち心がけているが実際には神々至極の業である。我々に対する依頼人からの問屋、調査これに伴う附随手続書記申請代行等受託については充分専門家としての技を發揮出来る様、限調査士会及び各支部に於ては各支部の事を持ち会員全部が充分責任を取組める様指導して来たところであるが、研修会等の出席率の低いこと、臨時の研修会にも出席メンバーの顔ぶれは固定している実状は又一考を要し改め方に苦慮している現状である。

依頼人から見た土庫家屋調査士という職業体、専門家であるから土庫家屋のことについて依頼すれば何人でも出来ると思えたり、少く難かしい案件でも何人とか処理してくれるだろうと言ふ考え方がありはしないだらうか。だから土庫家屋調査士には全く間違いや錯誤等はありません。我々は人間である以上充分注意した上にも更に間違いや錯誤の生ずることとは致し方ないことと感ずる。そんなことから依頼人の考え方の裏面には専門家に対する言えと言ふが、何人でもやってくれる等のものが聞えるとは同事だと言ふ気持ちが働いている様に思われる。甚だ有難くない重苦しい感じを受けるのである。我々の裏面には逐漸商賈や錯誤と言ふ危険が何処かに潜んでいると元氣され、その結果によつては損害賠償請求という斥責や脅迫に責められる等の事柄の生ずることをも心して事に当りなければならぬ。然し我々土庫家屋調査士は受託や事件処理に当つてはよくよく言っていたのでは何事出来ないから、専門家より大きく胸を張って天職に取組め、人事を成して天命を待てと言いたい。一度ミスや錯誤を生じた場合には限調査士会の救済を行つている損害賠償責任保障制度も大きく窓口を設けて再臨しているので充分熟知して活用して戴

きたいのである。この制度説明は別紙の冊子をお願い。

我々が、一旦事を託した場合はどうか、損害賠償と言ふ問題に入る前に、損害の因果関係とその範囲について先ず、損害賠償の事由やその責任を明らかにし、損害賠償に於けるかである。高屋敷の場合には損害賠償が委任契約の履行がに於て土庫家屋調査士としての債務不履行があつたと言ふことである。債務不履行の形態としては、債務不履行は依頼された事件の処理に当り通常を越える遅延又は反則損害等に基づいて債務不履行がこれに当る、曰不完全履行、過剰測量等はこれに当ると考えられる。依頼を受け土庫の測量において、外業を繰え実測面を作成したのが面積計算に間違いがあった。さてこれは測量契約による債務不履行が委任契約による債務不履行かと言ふことになると、はて測量契約とはどんなものか。請負契約とは当事者の一方が或る仕事を完成することを約束し相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約束することにより成立する契約（民法六三二条以下）とあり、である。契約の主眼は仕事の結果にあり従つて仕事は必ずしも請負人自身の労務によることを要しない。つまり下請けに出してもよい訳であるが一般に請負人は売買に於ける売主が瑕疵担保の責任を負うと同様に一



定の無過失責任を負うがその中で特殊なものには瑕疵補償責任がある、尚注文者は仕事の未完成のうちは何時でも損害を賠償して契約を解除することが出来る。委任とは当事者の一方が法律行為やその他の事務処理を相手方に委託し相手方がこれを承諾することにより成立する契約（民法六四三条、六五六条）で無償が原則とされているが暗黙の意思表示又は慣習によって有償の委任と認められる場合が非常に多い。商法五一五条には受任者は営業の範囲内に於て他人のためある行為をしたときは相当の報酬を請求することが出来る。受任者は委任の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負うとある。準委任とは、法律行為以外の事務処理の委託契約である。法律行為以外の準法律行為とか法律行為と事実行為の混合的業務を委託する等の場合と考えられるが、当事者の権利義務の關係は全く委任と変りがないからして、我々の行う測量調査登記申請手續等は委任又は準委任の部に属し請負契約とは全く様のないものと考えられる。不完全履行について説明すれば請負契約の場合終後請求権の問題となつてきて一年を経過すれば時効となり後は知らんぞと言うてもよいかも知れん。実際には案外そうは行かんだろうが、委任や準委任となると委任契約の不履行即ち債務不履行

期間は十年である。請負か準委任かと言うことで当事者間に争が生じた場合を想定してみても専門家と素人との大刀打ちの場合の法律適用の考え方としては専門家に不利で素人に有利な方をとると言うのが原則である。と言うことは、委任・準委任契約は専門家にとつて不利であるが残念でも十年は責任を免れられんし、どんな損害をも責任を負担しなければと言ふ大きな悩がある。

賠償責任と時効。民法では通常の損害と間接の損害の二つに分けている民法四一六条に損害賠償の請求には債務の不履行により通常生ずべき損害について賠償する様規定されているからこの通常に注目すべきだと思ふ。これは誰もがどんな場合にも発生するであろうと予想される損害の意味であつてその意味から考へると測量計算を例にとると通常面積計算の間違いのためどんな損害が発生するかである。面積計算に誤りのある測量図面に基づいて売買取引がなされた場合買主が余計に金を払ったとき又売主が少なく土地代金を貰う様になつた時等、余計に払った金又は少なく貰った金の損害金額の賠償をせよと言う様な請求を売主や買主から言つて来ることも多いだろう。だとすれば調査士は全く頭が痛くなつて来る。でもこれは通常の損害ではないのであつて民法で言う通常の損害を例示すれば、土地家屋調査士

の計算ミスのため、買主は売主に対して金壹百万円也を余計に払った場合この支払いのあつた日から、こちらが賠償する日迄の期間に対する年六分の割合による利息のみを言うのであつて、土地家屋調査士の測量そのものは営業であり商行為であるから商法所定の利率年六分の割合で賠償すればよい訳である。売買の当事者間には本来なら、払わんですむ金を百万円払つたのだからこれを定期預金にしておけばそれ相当の利息が得られたのだからとか、高利貸に頼んで運用すれば月に何割の利益が得られたのだからとか言われたとしてもそれは駄目である。又売主が少なく貰つた場合も年六分であり、これが通常生ずべき損害と言うことにな

る。でも注意すべきことは民法四一六条第二項に定める特別の事情によつて生ずる損害といえども当事者がその事情を予見していた場合は債権者はその賠償を請求することを得とあり、例を挙げれば買主は直に取得物件を転売する目的で買ったその土地の面積について調査士の債務不履行があつたため、そこには転売利益がある筈のところ駄目になつた様な時は転売利益の損害分をも加えて負担せねばならん。こんな事も起り得るぞと言うのである。今一つ大きな悩としては、債務不履行とは誰と誰の間にあるか、債務不履行かと言うことであり測量調査を依頼した依頼人

と受託した調査士との間の債務不履行が問われるのであつて、例示すれば或る土地を甲と言う依頼人から測量を頼まれたAと言う調査士が測量した地積測量図に基づいて、甲地主から乙へ、乙から丙へと数次に亘り売買により所有権が移転した場合において後日丙よりA調査士に対してその測量図面を持参して、これはもともと貴方が測量したものであるが間違つておるぞと言つて来た様な場合はどうするか。このことはA調査士と地主甲との問題であつて数次に亘り転売され最後の取得者である所有者よりAに対して損害賠償の請求は出来ないのである。即ち無關係と言ふことである。この様な問題は丙

と乙・乙と甲の間に於いて解決して貰わねばならんものであり、いい加減すり切れた様な図面を提げて来たこれは古いが貴方の責任だと言われた場合、ハイそうですかとも言えず、さて困りましたなと言ふ様な態度は大変純情すぎはしないだろうか。こんな場合は全く心配することなく丙に対する答弁としては、なる程これは昔私がやったことです悪いことですがそれは甲と私との間の問題であつてと一言で言い切ればよいのである。要は当事者が何処の誰と誰であるかを明確にすればよいので調査士は良心的に業務を取扱うべきは言をまたないが、自分が測量して計算し職印を捺したのだからこの測量図

に基づいて何んでもかでも、誰にもかれにも責任を負わねばならぬと言うものではない。依頼人との間にのみ責任が介在する。それが十年を経過すれば時効が成立する。尚時効は採用するに非ざれば云々と民法一四

四条に規定されている。  
要は土地家屋調査士はやりっぱなしの無責任野郎であつてもよいと言うのではない。常に最善の努力と誠意をもって事件処理に当るけれども、一度事を起した場合はこうだ、と説明したものである。

これは過年度に於いて新入会員への説明会に際して話したものの文書化したものであつてオールドメムバーには解り切つたことを今更なんだと叱責を受けるかも知れないが御寛容の程を。

これは過年度に於いて新入会員への説明会に際して話したものの文書化したものであつてオールドメムバーには解り切つたことを今更なんだと叱責を受けるかも知れないが御寛容の程を。

参 考 資 料

山口会の賠償責任補償制度

☆ 賠償責任補償制度 (賠償責任保険)

計	下 関	宇 部	萩	山 口	徳 山	岩 国	支 部	
							年度	五十五年
七三	一六	四	一〇	一六	一〇	一七	五十五年	五十六年
七六	一六	五	一〇	一七	九	一九	五十六年	五十七年
七九	一五	八	九	一六	一〇	二一	五十七年	五十八年
八三	一五	九	九	一八	一〇	二二	五十八年	

(単位 人数)

☆ 休業補償制度 (所得補償保険)

計	下 関	宇 部	萩	山 口	徳 山	岩 国	支 部	
							年度	五十五年
八〇	一二	七	一四	二八	六	一三	五十五年	五十六年
七一	一五	一	九	二八	四	一四	五十六年	五十七年
六九	一三	一	一〇	二三	四	一八	五十七年	五十八年
四六	九	三	五	一一	三	一五	五十八年	

(単位 口数)



## 論説

既登記の主たる建物と、主たる建物の合棟の場合  
附属建物を合棟後の建物の附属建物とする取扱は  
妥当と考える

経国支部 崎 本 次 郎

触れて置きたい。

筆者は最近某登記所に対し、主たる建物の合棟を原因とする「建物の表示登記抹消申請書」と、これに関連する合棟後の建物についての、合棟を原因とする建物表示登記申請書を出したが、たまたま一石の建物のために、主たる建物のほかにも附属建物（物庫一七・四八）が存在していた為、この附属建物を合棟後の建物の附属建物として、併置づける取扱のもとに申請書を出したところ、この附属建物の取扱については、登記所側と筆者との間に理解の相違を注じたのである。

「不動産登記法第一五条本文」に連行するいわゆる重複登記については、登記官に重複併存の義務が課せられていることは周知のことであるが、「不動産登記法第一四九条乃至第一五一條」既登記の建物の合棟によって生ずる、前記「登記用地主権の取戻し」に反する状態、すなわち合棟により建物は一種一個となっているにも拘らず、登記は重複として合棟前の甲、乙それぞれの建物について相入れられている状態を解消する為の必要から考え出された現在の吏典の取扱の中では、合棟前の建物が滅失の滅失に準じて抹消されることとなっている訳であるが、その建物の抹消登記は建物の表示に関する登記とてなすべきか、不動産の権利に関する登記としてなすべきか、項目す

れば、当該建物が登記と判書関係を有する第三者がある場合はその旨の表示（不動産登記法第一四六条）を要するからに依り、学説では通説の対立はあるが、実務の上では前記の通り、建物の滅失に準じて抹消することとなっている旨の取扱がなされている。「登記実例解説第一〇巻六号」解説者は、この説明の中で「これについて判決（筆者注、名古屋地、高判昭和四〇年一〇月三日、昭和四五年七月二八日）は建物の滅失の登記をするのが相当であると判断しているけれども、もともと建物滅失の登記とは建物が、物理的に消滅した事象であるから、むしろこの場合建物の登記が抹消に帰しこれを抹消する登記にはかならないから、建物の滅失に準じて抹消登記をすることとならうと述べられ、「不動産登記の書式と解説」（現行登記帳第九八頁

ノ一七）の中でも登記の目的は「建物表示登記抹消」と記載すべき旨を述べ、その書式が掲載されているのである。

筆者はこの点につき学説は別として、実務家と、登記所側においては本件事案に類する問題の解決の場では書式に関する限り「建物滅失の登記」の表現を避け「建物の表示抹消」の表現を用いることに統一処置されるべきことを提言するものである。そのことは解説者に対する礼儀ともいふべきものではなからうかと思ふのである。

さて遺言を言ったが本題に戻りたい。筆名の根拠は冒頭に述べたとおり筆者が附属建物を有する併建物の主たる建物と、乙種物との合棟を原因とする「建物表示登記抹消申請書」とこれに関連する合棟後の建物についての合棟を原因とする「建物表示登記申請書」を出したところ、この附属建物を合棟後の建物の附属建物として取扱ったことについての是非につき、筆者と登記所側との間に、理解の相違を生じたことを出発点とするものである。当初申請書の調査を担当した既登記官は筆者と同一理解を有しその了解のもとに申請書は提出されていたものであるが、実務調査を担当したY登記官はこの取扱を不可としたので、論議を重ねたと



ころK登記官もY登記官の主張に賛同してしまい、筆者が承認しないので遂に上層部に対し照会するところとなり、上層部からの回答はY氏の見解に同調するものであった。照会及び回答は次のようなものである。

(照会)

日記第二〇六号

昭和五八年三月四日

〇〇地方支局局長

〇〇地方支局登記課長 殿

既登記の主たる建物と主たる建物との合棟による登記申請手続について(照会)

既登記の附属建物を有する甲建物と附属建物を有する乙建物(筆者注、本件事案は乙建物は附属建物を有しない)の主たる建物のみを合棟した場合、合棟を原因とする建物滅失の登記申請をする場合(筆者注、本件事案については建物表示登記抹消の申請書を提出した)左記二説あり。さしせまされた事案なので、早急に御回答願います。

記

第一説 附属建物を有する甲、

乙両建物を滅失により各登記用紙を閉鎖する(法第九九条)

第二説

附属建物を除く甲乙の主たる建物のみを合棟を原因として表示変更の登記申請をする。なお、甲、乙建物合棟を原因とする表示登記申請には附属建物をも同時に申請することになるか。

参考

登記研究 三二七号 二一頁

登記先例解説集 一〇巻

六号五九頁

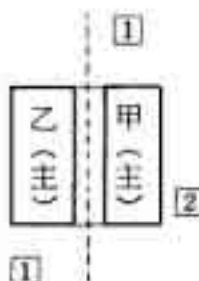
不動産登記実務総覧

一二九頁

名古屋地、高、判例

昭和四〇年一〇月三日

昭和四五年七月二八日



(回答)

登四一号

昭和五八年三月十一日

〇〇地方支局局長

管内〇〇支局長 殿

既登記の主たる建物と主たる建物との合棟による登記申請手続について(依命回答)

本日四日付け日記第二〇六号をもって照会のあった標記の件について左記のとおり回答します。

記

一、甲建物の主たる建物と乙建物の主たる建物を、合棟を原因とする滅失及び甲、乙各建物の附属建物を主たる建物に変更する表示変更登記申請をする。

二、前項の合棟した建物につき合棟を原因として表示登記申請をする。

筆者はこの見解に抵抗を感ずるものである。

もともと同一の登記用紙に登記された主たる建物と、附属建物とは法律的な運命を共にするものである。尤も、何事にも例外は存在する、

附属建物を有する甲建物の主たる建物と乙建物の合棟がなされた場合仮りに附属建物が構造上主たる建物以上の実体を備え経済的評価においても、主たる建物を上回り且、所有者自身もその附属建物を合棟後の建物の附属建物に組み入れることを欲しないような場合を想定する時、すなわちこの附属建物を合棟後の建物の附属建物とする取扱に妥当性を欠くような要因がある場合、その要因を黙殺して迄、運命共同体としての建物を合棟後の建物の附属建物として取扱うことには問題があるかも知れない。しかし本件事案の如く一見主従の関係も明白であり、所有者としても別段この建物が主たる建物

として処置されたこと等考えたこともないような僅か一七、四八㎡の物置についてこれを回答の趣旨に従って取扱うことが、妥当な取扱といえるであろうか。

本件建物合棟に関する所有者の意思は主たる建物の、障壁を除去して一棟の建物として拡張することのみにあるものであり、このような事案は当事者負担軽減の立場からも、又登記所側における登記手続の効率化促進の面からしても、合棟後の建物の附属建物として取扱うことが適切妥当な方法だと思ふのである。

本件のような事案は「合棟」を原因とする登記申請によってのみ処理されなければ、ならないものではない。

合併登記の制限に関する不動産登記法第九三条ノ四所定の事由がない本件のような事案は別途合併の登記申請によって処理することもできると解されている「登記先例解説集一〇巻六号 六三頁」「建物の合棟の場合の登記申請書の書式について、桜井正二郎、川副康孝、登記研究三二七号二四頁」ことからしても、旧建物の附属建物が合棟後の建物の附属建物として取扱われることについて、手続上何らの不都合もなく、支障が生じる訳でもないことは明白なことである。

尚前掲「建物の合棟の場合の登記申請書の書式について」の解説者は

次のように述べて居られるのである。  
「不動産登記法には建物の合併分割区分の登記についての規定は存在するが、数棟の建物が事実上合併されて物理的に一棟の建物となった場合(いわゆる「合棟」と呼称されている)……(中略)……についての登記手続については直接これを明示した規定もみられない。

不動産の登記の実務に携る場合その処理にとまどう場合が少くないので、先例その他解説書等より考察してその登記申請書の書式集を作成してみた次第である。」と述べ、次いで建物の合棟の場合の登記に言及せられ、

(一) 既登記の主たる建物と主たる建物との合棟の場合(障壁除去の場合又は中間部分増築障壁除去の場合)  
(イ) 建物滅失の登記の申請書  
(ロ) 建物の表示の登記の申請書  
として各書式を掲げて居られるのであるが、この(ロ)の申請書の書式について、建物の表示欄の記載に関する

補足として(注五)、建物の表示欄(所在、主たる建物又は附属建物の別、種類構造床面積を記載する……以下略)と説明しておられるのであるが、この解説は単に「既登記の建物と建物との合棟の場合」とせず、

「既登記の主たる建物と主たる建物との合棟の場合」と記され、且つ申請書の書式の補足として、特に建物の表示欄の記載例中に前記のとおり(所在、主たる建物、附属建物の別種類、構造、床面積を記載する)と説明しておられるのであるから、この解説が附属建物を有する主たる建物と主たる建物の合棟の場合の書式に関するものであることは明白である。

従って前記回答は妥当性を欠くとともに、この解説の趣旨にも反するものと、言わざるを得ない。筆者は速に前記回答の訂正せられんことを要望するものである。尚本件に関連して別途論及し度い問題があるが、別稿に譲ることとする。

(昭和五八、三、二五)

## 地域のよき相談相手

地域に信頼される

土地家屋調査士

## ドアリーの嘲笑

川内法虫

ボクは今、街はずれの小さな喫茶店の片隅でコーヒを飲みながら、暖冬の午後のひとときを翫っている。十日程前にこの店に来たときは閑散としていたが、今日は土曜日だからだろうか、自動ドアは手際よく客を迎えたり、送り出したりしている。途切れぬ来客に、この時とばかりにドアは快調音に受けて、すこく機嫌よく働いているようだ。

一しきり客の出入りで揺れていた紫煙に汚れた空気も落ち付きをみせて、元の変哲もない静かな喫茶店に戻っていた。

単調な雰囲気人間は退屈するものだ。一回位その快調音に乗り過ぎて、誰も踏み込まないのに動くことがありはしないか、踏み込んだのにドアが作動しなかったら、その瞬間どのようなドラマが展開されるだろうなどと、起りそうもない突然変異を期待しながら、虚ろな目を自動ドアの方に向けている。

いやーそんなことはない、仕組まれた機械のすることだ。

キチンと間違いない作動するだろうと、もう一人のボクが反発する。実は、それが当り前すぎて面白く

ないのだ。一回位で愛敬にでも調子をはずして人間くさい、どじな、バツの悪い仕草があっても良さそうに思うのだが……その方がボクの性に合って至極愉快になり、おーい、あんたよ、良くやったとドアの肩を叩きたくなるだろうに。

こんなことに思いついている間に、他のテーブルの半数は空席となっていた。

ボクがこの店に入って間もなく入口に近い他の席からは比較的に見え難い死角の位置にある席に若いカップルが座ったことを思い出し、視線をやる何かヒソヒソと話をくつつけるようにして話し込んでいた。

コーヒ一杯で小一時間もねばられては儲からないだろうなどと思いつながら、僅かに飲み残した冷えたコーヒをそのままにして、ドアに近づくくと、クスッと笑いが噴き出て、ドアに映った自分の顔でなきそような顔が嗤ったように見えた。

考えてみると、あれは勝手にしやがれ、ひねくれものの奴が、と怒ったドアの顔かも知れない。





# 引揚回顧

宇部支部

瀬口 嘉造

昭和十五年一月華北交通株式会社に入社。初め勝ちいくさでちっとも心配しなかったが、河北省天津を振出しに河南省開封と新郷に転勤し、この新郷にて終戦となった。中国軍もぞくぞく入城しどうなることやら物情騒然となった。

家族を日本へ引揚に当り貨物列車の有蓋車に小麦粉その他の食糧を積み、住宅の座板を敷き畳を入れて、長期覚悟の列車編成で送り出したもの、小生は残務の為残留をよきなくされ、心は家族のことで仕事も手につかず、工務班の班長一人を残して家族のあとを追いました。幸い華北交通の職員であった関係上徐州まで安心して列車に乗って行けました。目指す家族列車は見当らず不安の日々で、これから共産地区を通過するにも、華北で流通した中国準備銀行券の手持ち紙幣を交換したら十分の一の値打ちしかなく紙屑同様でした。情報待ちの末、徐州と濟南の間で路線爆破により動けない列車の様だと聞き込み、徐州より臨城までは列車の運行があったので、貨物車の

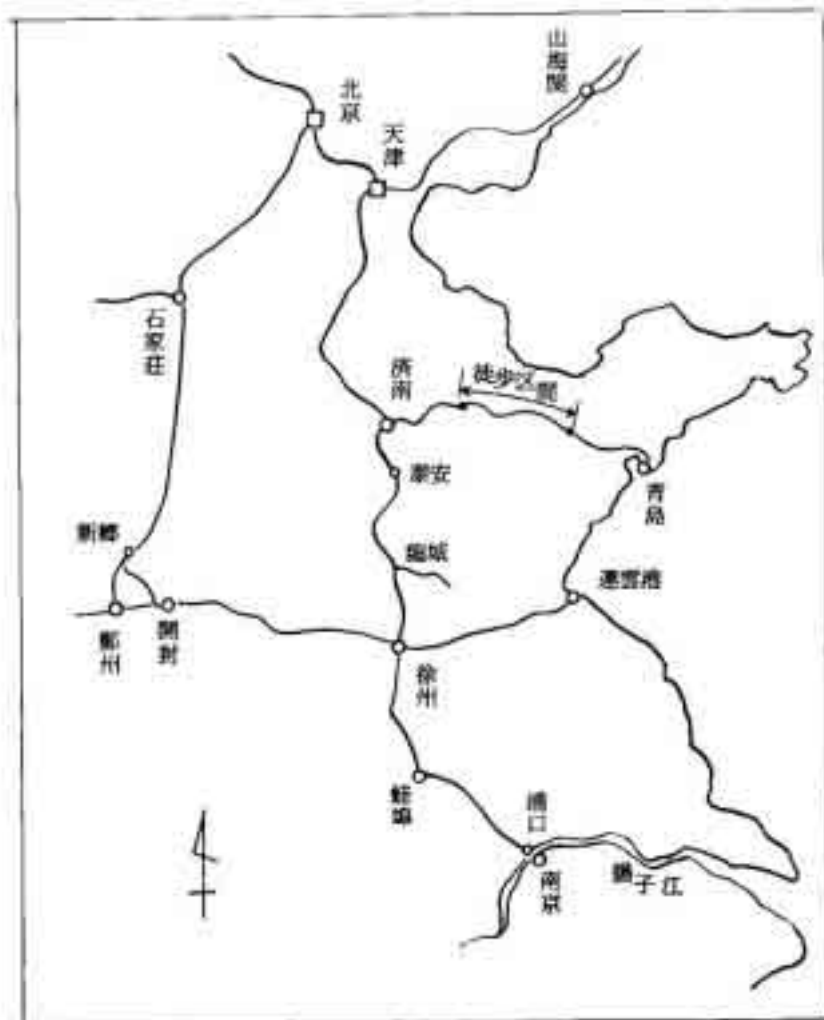
屋根に乗って臨城に行き、二・三人のグループで漸く家族のいる列車にたどり着き、日本の軍用列車も立往生していた関係もあって皆無事であったことを喜び合いました。

家内もその頃月滿ちたる子をおなにかにかえて安心したものか、その日の内に列車の医務室で子供の出産となった。水汲洗濯は毎日の日課、数日して漸く線路復旧し列車は濟南に到着、濟南の日本人小学校に収容されました。濟南から青島までは共産地区と国民軍との勢力範囲があって線路の不通箇所があり、引揚げに相当な費用と準備が必要で、身の廻りの時計・指輪等金目の物を携出し各宿泊毎に差出す等その心算に団体長は大変なものでした。正月明け濟南より無蓋車に乗せられ屋根はアンペラをかぶせる粗末な出発となりました。

第一の宿泊地から徒歩であるかなければなりません。その宿泊地で準備中、ある人にすすめられ、いま日本はどうなっているかわからない。この近くに石炭の出る町があって技術者がいくらでもいる。とのこと。この団体からはぐれ新しい団体を組み、その石炭の出る町へ行きました。が受入れてくれません(虫のよすぎ

る話)。  
もと来た第一の宿泊地へ引返し再出発の準備に追われ、この指揮をとる団体長と引揚者一人ひとりの協力が必要ければ、到底青島までも行けなかったかと思われれます。宿泊地から宿泊地まで徒歩の連続、乳離れの二三才児が悪い流感でばたばた死亡し、枕木等の燃えるものをもらってタビに付しましたが、一日中息を引取った子を背負って宿泊地に向うものもいて、宿泊地に着いた所はタビする所もなく土葬し、父親が小指を切つて持ち帰った光景など、何時迄も脳

裏から離れません。  
どうか青島の収容所に着き引揚船で桜咲く佐世保港に着いた時、初めて国土の有難さを知りました。  
最近不沈空母とか不沈列島とか、またキナクさい言葉のやりとりが聞かれる昨今ですが、あの当初の勝ち戦もいつのまにか負け戦と化して、死線を超えて右往左往したことを忘れることができません。  
人ごとと思わずに助け合われる様にと願い、つまらない引揚当時のことを思い出し一筆とりました。



今様

## ソコビの手術は

山口支部 渡辺 侃

人生も「誰そ彼」時になるとお呼びでないのに色々の疾病が絡んで来る。白内障もその一つであるが、我々調査士にとっては眼は手足同様の否測量製図の伴なう職業だけにある意味では重要な器官であると言える。そのほかざる客白内障は、不養生等に起因するもので無い故に防ぎようがない。尤も軽度の（漸進的な）白内障は最近が良い点眼薬のお蔭で全復は不能乍ら進行を押えることはできるほどである。拙者の知っている限りでも視力にある程度の不便不安を感じつつも数年に渉り手術せずに頑張っている二、三の人がいる。処が我々調査士にあつては、そうはいかない。単なる起居の不自由さは忍ぶとしても仕事が正確にできないでは全くお手挙げである。そこで愈々拙者の眼疾経過報告に移る訳であるが、若い諸君には差し当って縁の無い話であり、熟年会員の内の何分の一かの参考にもならばと秃筆を走らせ経験談を語ることとする。

一昨々年即ち昭和五十五年の初夏の某日、高血圧後遺症療養のため十余年来の病院通いの帰途、バスを待ちつつ何げなくその来る方向に眼を向けた所、一週間前の診察日時にはハッキリ見えた遠景が全くボヤックしか見えぬ。そう言えば今朝往路のバス停でも「今日は霧が深いナ」と感じたことを思い出しヤッパリ末だ霧がはれんのかと隣の人に「今日は霧が深いですノ」と問いかけた処その人は怪訝そうに「マ、今日は見えお天気ですがノ」との答えに、さては視力の障害と気付き今辞したばかりの病院にとつて返し眼科の扉を叩いた。診察の結果は高血圧に基因する急性白内障。早急手術を頼んだ処「白内障の手術は完全失明の迫った時点でしかできない。」「ではその失明直前の時点は凡そ何日頃」との間に「人により異なるが多分約一ケ年後になるだろう」とのこと。やむなく気長がにその日を待つこととし、一ヶ月一回の受診と毎日三回の点眼を続けたが視力は日に増し衰るえ、以前は拡大鏡片手になら書けた

文字も全く書けなくなり秋頃には歩行さえ危なげになつてきた。それでも医師は時期尚早しと手術に執りかかつてはくれぬ。その或日、多分十月始めと思うが、ふとスイッチを入れたテレビに名古屋保健衛生大学の教授馬嶋医師（以下M師と略称する）による超音波乳化吸引療法の実況が映っていたので覆りに舟と早速その大学附属病院（註1）に架電し詳細を聴くことができた。病院の話ではM医は毎月半分の約十五日間は欧米に超音波治療法指導等のため出張、残り十五日の内火・金の二日間のみ（他は大学の講義等）診察並びに手術（一日につき十体、従つて一ヶ月四〇体）をする。現在受診待ちの先順位の予約が二四名あるので受診日は来年四月末か五月始めになるだろう。その数日前お報らせするがM医の受診の結果必ずM医の手術が受けられるとは限らない。特に難疾とか他の医師では手術困難な患者が優先されるが諸君はその節決定される由。免に角不取敢予約をし返事を待つことにした。翌五六年四月十八日待ちに待った受診日の電話がかかった。二十二日に来院せよとのこと。二十一日二人の介護者に伴われ小那発朝六時五十一分のヒカリに乗車、十時四十一分名古屋駅着、名鉄新名古屋駅より豊橋行に乗換え鳴海駅下車、昼食を済まし明日の訪院の下見のため目的地の病院（註1）に着いたのが午後二時半、下車駅の鳴海を

を始め病院の所在地田楽ヶ窪やそれ迄の経路、近傍の丹下・鷺津・丸根・大高・桶狭間の地名は御存じ太閤記の織田信長編に出てくるもので、タクシーの運転手の口慣れた説明に二十分の車中は何の退屈も感じさせなかった。

さて、病院受付嬢から初診の諸手を教わり、了つて紹介されたピジネスホテル（註2）に落ち着いたのが四時過ぎ。翌二十日は朝食もそこに七時病院着列んで受付開始を持つ。この病院は大学と併せて七八階の建物五・六棟群、ロビーの広さも地方総合病院の比では無く、眼科の待合室だけでも三人掛けソファ一三十数台、八時半受付開始見る見受診者やその附添者を合わせた数は二百を越えた。九時半頃順番で呼び出され助教・助手・学生インター等十数人から各種の検査を受ける。十一時頃愈々M医の診察を受ける。明日手術するから直ちに入院せよとのこと。この受診が終つてから健康診断的な二、三種の検査を受け正午過ぎ入院完了。幸いに直前退院者があつたので個室に入ることができた。差額ベット料五千円。ピジネスホテルの宿泊料並みだが附添一人分のベッドが附設されているのでホテルよりは格安である。

二十三日午前九時その日の第一番に手術室に入る。手術の所要時間二

十分足らず。二十六日M医の手術後の初めての診察、経過良好退院可なるも若し望まば左眼も手術してもよいとのこと（左眼は拙老としては全く自覚なく、視力も〇・八で白内障とは思っても見なかった。）一時考えたが何れ三年後に必然手術しなければならぬのなら、この際やってもらうに然かずと決心、その旨申出た。それでは明後二十八日手術とのこと

で静かにその日を待つ。二十八日午前十時左眼も手術。五月一日M医による左眼診察。経過良好、退院許可。帰宅後十数日たってM医の在院日を確かめ念のため受診、その指示により作成した眼鏡をかけ今日に至っている次第である。通常市井の眼科医は失明直前でなければ手術しないし又入院期間も十日及至十五日は要する様であるが、長い将来のことはいざ知らず拙老としては或人の「早期発見、早期治療は、眼科に於いても例外ではない。」「万一の手術ミスは失明の必然と結び付け諦めさすのは卑怯である。」との言葉を半ば肯信しつつ

つ自信に満ちたM名医の神技を今でも想起し感銘しているものである。因みに、このM医は、女流作家曾野綾子氏を失明の危険から救ったことで一躍有名になったのは諸兄姉の先刻ご承知の通りである。（昭和五六年一〇月三日付及び同月一〇日付朝日新聞記事参照）——これは拙老の手術より五ヶ月後のことである。

（註1）愛知県豊明市青掛町田楽

ケ渚一―九八

藤田学園名古屋保健衛生大学病院  
電話（〇五六二）九三―二〇〇〇

（註2）宿泊料三人同室の場合

翌朝食を含め一万七千円余り。

一人室は朝食込み六千余円。

何れもバス・トイレ完備の高級ビジネスホテル。

以上を以って貴重な念誌の一隅を丐がす。老骨の婆心少しでも同病者のご参考になれば幸甚これに過ぎるものはない。

### 対法務局囲碁大会について

去る二月二十日（日）午前十時より司調会館に於て法務局・調査士・司法書士の親睦囲碁大会を開催いたしました。

当日の参加者、入賞者は次の通りです。

なごやかなムードのうちに始まった対抗戦も何時しか白熱の修羅場と相成りましたが、結果は法務局側の圧勝となり、司調側では三好会長が唯一人四位入賞という成績でした。しかし、楽しい一日でした。

なお、本大会では三好会長の御厚意に甘え不足金を寄附して頂きました。有難うございました。又八月には恒例の司調親睦囲碁大会がありますので、多数御参加下さいませますようお願いいたします。

石田 豊より

### 参加者

#### 法務局

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 古谷 嘉昭（三段） | 下井 義夫（二段） | 松本 孝（二段）  |
| 竹谷 良夫（二段） | 秦 正弘（二段）  | 大井 馨（二段）  |
| 中野 久雄（三級） | 品川 寿興（三級） | 中原 宏迪（三級） |
| 石田 盡一（三級） |           |           |

#### 司調両会

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 三好 敏夫（五段） | 小嶋 祐男（三段） | 松永 輝雄（二段） |
| 兼重 直彦（二段） | 渡辺満州生（初級） | 石田 豊（初級）  |
| 安本 健一（二級） | 渡辺 展行（三級） | 原田 清賢（三級） |
| 池田 波治（三級） | 野村 信（三級）  |           |

#### 入賞者

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 優勝 石田 盡一  | 準優勝 中原 宏迪 | 第三位 大井 馨 |
| 第四位 三好 敏夫 | 第五位 竹谷 良夫 |          |

### 国民に対し、機会あるごとに

一、表示に関する登記と権利に関する登記の相違

二、土地家屋調査士と司法書士の相違を説明してあげましょう。



法務局人事異動

退職	新職名	現職名	氏名
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	小林勇喜
山口地方方法務局長	福岡法務局人権擁護部長	山口地方方法務局長	長谷野和之
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口英雄
山口地方方法務局会計課長	山口地方方法務局会計課長	山口地方方法務局会計課長	清水龍三
山口地方方法務局会計課長	山口地方方法務局会計課長	山口地方方法務局会計課長	溝下正喜
山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	石田正幸
山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	有元孝
山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	吉岡謙
山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	小川稔
山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	長弘毅
山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	尾崎昭夫
山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	山口地方方法務局第二課長	松富節美

山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	金子昭典
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	竹内忠夫
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	森脇一登
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	竹島逸夫
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	石田善一
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	武下満
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	弥政忠文
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	藤井欽也
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	中原宏雄
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山崎一男
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	植杉初枝
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	井上操子
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	森正弘
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	岩谷利彦
山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	山口地方方法務局長	膳夫明

宇部支局長補佐	岩国支局長補佐	徳山支局長補佐	徳山支局統括登記官	山口地方法律事務所 事務課長補佐	山口地方法律事務所 (登記部門)統括登記者	鳥取地方法律事務所 人権擁護課長	竹原支局長	広島法務局呉支局長	山口地方法律事務所 下関支局長	岡山地方法律事務所	山口地方法律事務所 人権擁護課人権擁護係長	広島法務局民事行政部 戸籍課長	山口地方法律事務所 訟務課訟務専門官	広島法務局民事行政部 戸籍課長	
山口地方法律事務所 登記課登記官	広島法務局人権擁護部第 一課企画係長	宇部支局登記官	徳山支局長補佐	山口地方法律事務所 登記課登記官	広島法務局事務課 東広島支局長補佐	総務課長補佐	下関支局登記課長	山口地方法律事務所 宇部支局長	広島法務局呉支局長	山口地方法律事務所 下関支局長	人権擁護課人権相談主任	山口地方法律事務所 人権擁護課人権擁護係長	広島法務局人権擁護部第 一課人権相談主任	山口地方法律事務所 訟務課訟務専門官	山口地方法律事務所
下井義夫	松田昭義	下瀬寛	宮地弘文	堀江安行	栗屋茂信	竹谷良夫	田中実	久保孝司	堂前正紀	石井賢道	佐伯誠人	黒瀬孝之	藤井孝	森義則	

山口地方法律事務所 出張所登記官	退職	下関支局総務課総務係長	山口地方法律事務所 人権擁護課人権相談主任	松江地方法律事務所 津和野出張所長	光出張所長	阿東出張所長	山口地方法律事務所 美祢出張所長	千代田出張所長	徳地出張所長	山口地方法律事務所 防府出張所長	退職	宇部支局統括登記官	(登記部門)統括登記者	山口地方法律事務所 (登記部門)統括登記者
下関支局登記課登記官	宇部支局登記官	登記課認証係長	登記課登記専門職	須佐出張所長	周東出張所長	豊田出張所長	山陽出張所長	美祢出張所長	徳山支局登記官	光出張所長	防府出張所長	徳山支局登記官	岩国支局長補佐	山口地方法律事務所 宇部支局長補佐
保坂一男	長尾篤	水津憲治	井上敏徳	斉藤五男	海嶋為夫	木下恒雄	飯田融	山口忠雄	石崎親男	宮内誠行	松村安夫	阿川真悟	寺岡保	大野英雄

# 会務報告



- 一月 八日(土) 合同部会 於長門市  
 九日(日) 中B企画部会 於広島市  
 一三日(金) 広報部会 於会館  
 一四日(土) 法司調三者協議会 於会館  
 一九日(水) 中B企画部会 於会館  
 二一日(金) 法司調三者協議会 於会館
- 二月 二五日(火) 中B合同部会 於広島市  
 二日(水) 総務部会 於会館  
 五日(土) 全国編紀委員長会議 於東京部  
 六日(日) 企画部会 於萩市  
 六日(日) 企画部会 於会館  
 八日(火) 総務部会 於会館  
 一五日(火) 全国公共事業担当者会議 於熱海市  
 一六日(水) 企画委員会 於会館  
 一九日(土) 企画委員会 於会館  
 二二日(火) 新入会員研修会 於広島市  
 二三日(水) 総務部会 於会館  
 二二日(火) 総務部会 於会館  
 五日(土) 自主支部長会 於会館  
 六日(日) 事務研修会 於防府市  
 二日(土) 公共事業部会 於会館  
 五日(火) 登記課との協議会 於会館  
 一七日(木) 総務部会 於会館

- 四月 一九日(土) 役員推せん委員会 於会館  
 二五日(金) 総務部会 於会館  
 二五日(金) 企画部会 於会館  
 三一日(木) 経理部会 於会館  
 一日(金) 表示登記の日・無料相談所 於県下九カ所
- 五月 二二日(火) 監査会 於会館  
 一四日(木) 総務部会 於会館  
 一六日(土) 部長会 於会館  
 一九日(火) 法司調三者協議会 於会館  
 二三日(土) 理事会・支部長会合同会議 於会館
- 六月 四日(土) 萩支部総会 於萩市  
 五日(日) 中B会長会 於広島市  
 一〇日(金) 日調連総会 於熱海市  
 一日(土) 徳山支部総会 於徳山市  
 一日(土) 宇部支部総会 於宇部市  
 一日(土) 山口支部総会 於会館  
 二五日(土) 下関支部総会 於下関市  
 二五日(土) 岩国支部総会 於岩国市

## 行事予定

## 会員異動状況報告

### 一、入脱会状況

支部	氏名	異動年月日	入脱会	事務所
徳山	木村健一郎	五八・一・四	入会	徳山市原宿町二番五号
宇部	松岡 博	五八・一・二〇	入会	厚狭郡山陽町大字鶴庄九番地の四
萩	藤津 浩	五八・一・二八	入会	長門市東深川一九一九番地
岩国	藤本 幸彦	五八・二・七	入会	柳井市大字柳井津八八番地
下関	近藤 正美	五八・二・二三	入会	下関市南都町二〇番一三号
徳山	小林 博行	五八・三・一七	入会	徳山市大字上二四一番地の一
宇部	三浦 源市	五八・三・三一	脱会	(廃業)
徳山	国本 正統	五八・三・三一	"	"
宇部	伊藤 静	五八・四・一四	"	(死亡)

### 二、事務所変更他

支部	氏名	異動年月日	異動事由	備考
山口	藤本 巖	五八・一・八	事務所変更	佐波郡徳地町大字堀一六八番地
萩	岡藤 隆	五八・一・一	休業	(昭和五八年十二月末まで)
宇部	坂村 悦三	五八・一・八	事務所変更	宇部市上町二丁目八番二一號
下関	浜崎 進	五八・二・九	"	下関市田中町一六番七号
山口	山根 勇	五八・二・二二	"	防府市追分町一八番一五号
岩国	坂田 年一	五八・二・一〇	"	岩国市錦見八丁目二八番一号
宇部	三坂 規幸	五八・一・二五	"	厚狭郡山陽町大字鶴庄一〇〇番地の二
"	武重 幹次	五八・三・一	休業	(病歿・入院)
徳山	岩本 利彦	五八・四・一八	事務所変更	下松市大字木武上一〇〇番地
宇部	武田 光夫	五八・五・一	休業	(病歿・入院)
岩国	米谷 忠	五八・五・一	事務所変更	熊毛郡平生町大字平生村一六九番地の四



## 編集雑記

◎ 新本先生に「調査士と損害賠償について」と題して投稿をいただきました。今日我々調査士が土地の測量、分筆をしようとするとき必ずと言ってよい程、隣接地又は当該申請地の測量図が提出されており、且つ現状と合致しないのが普通です。したがって調査士はそれらの障害を取り除いて処理するわけですが中にはトラブルを越す場合もでてきます。

五七年度の損害賠償保険加入者は七六名、五八年度の加入者は八三名と聞いています。未だ当保険に未加入の先生は是非加入されることをおすすめします。

◎ “ドア”の嘲笑々大変おどろきました。川内法虫こと徳山支部川内倉市先生の投稿。

いそがしい仕事の合間に喫茶店に行き、ごく短い孤独な時間を費いやす。この短い時間仕事も何もかも忘れてフツと思いたたれたのではないのでしょうか。

◎ 今回はたくさんの方より投稿をいただきまして大変ありがとうございました。おかげ様で会報も一段と立派なものになってまいりました。

## 表紙写真説明

### 妙青寺庭園

(豊浦町川棚湯町)

妙清寺は応永二三年(一四一六)大内氏二七代持世の弟持盛の創建した「国清寺」がその起りであります。この寺の庭園は画禅一致の生活を送った禅僧、雪舟の築庭といわれており、その特徴は“心字”の形をした池と周辺をとりまく樹木や岩石で宇宙を表わした配列にあるとされています。

みんなの会報“やまぐち”

みんなで投稿し

みんなで盛り上げよう!!